

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍 栗 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 栗 市 (2 8 2 2 7)		
地域名 (地域内農業集落名)	上ノ下地区 (上ノ下)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 19 日 (第 4 回)		

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農地所有者の年齢層は70代以上が45%を占め、高齢化が進んでおり遊休農地が拡大する懸念もあることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域で組織する営農組合の組織強化や地域の若手農業者の確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、現状に作付け面積を維持する中で、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物として枝豆販売用黒大豆等収益向上作物作付けを検討していく必要がある。。

・耕作者による水路・農道・畔等の維持管理には限界があるため所有者・地域含めた取組強化が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、耕畜連携連携による堆肥利用等での環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について市、県、JAと連携して取り組む。

・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	10.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は農地利用も行うが主に保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
営農組合主導のもと担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施して約35年が経過し、水路・農道の経年劣化が進んでいる状況であり、地域で長寿命化事業を協議し県・市と連携し計画的な取組を進めていくと共に、水利施設等については、地域が受益者と連携し適期に補修を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内に地域任意組織である営農組合の組織強化を図り、次世代農業者の確保・育成を図るとともに新しく農業を志す若者を受け入れる体制づくりを地域で協議し、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ市、県及びＪＡと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、兵庫西農協への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

⑨市内畜産事業者と連携し堆肥活用及び稲わらの提供による循環農業に取り組む。

⑩集落営農組織の強化として、どのような組織形態とするのかを次回地域で検討する。

検討内容として区域内を団地化した中で各団地単位で担い手支援を行うこと。遊休農地となった場合の営農組合の取組方針決定